

平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	※	青色申告	一連番号
納税地	電話 () - ()	事業種目	期末現在の資本金の額又は出資金の額	円		税務署	整理番号	
(フリガナ)		経理責任者 自署押印	旧納税地及び旧法人名等			理	事業年度(至)	
法人名						處	売上金額	
(フリガナ)						理	申告年月日	
代表者 自署押印						欄	通信日付印	
代表者 住 所						法	確認印	
						人	庁指定	
						税	局指定	
							指導等	
							区分	
							申告区分	
							中間	
							期限後	
							修正	
							地方	
							法人税	
							中間	
							期限後	
							修正	

平成 年 月 日
平成 年 月 日

事業年度分の法人税
課税事業年度分の地方法人税
(中間申告の場合 平成 年 月 日
の計算期間 平成 年 月 日)

申告書
申告書

適用額明細書提出の有無 (有) (無)
税理士法第30条の書面提出有 (有) (無)
税理士法第33条の2の書面提出有 (有) (無)

この申告書による法人税額の計算

退職年金等積立金額 (2)+(3)+(4)+(5)+(6) +(7)+(8)+(9)+(10)	1	十億	百万	千	円	分の課税等により引継ぎをした金額の計算	分割法人等の引継ぎ前の退職年金等積立金額	15	十億	百万	千	円
確定給付年金資産管理運用契約分	2					この申告が修正申告である場合	(15)の12相当額	16				
確定給付年金基金資産運用契約分	3					この申告が修正申告である場合	分割承継法人等への引継ぎ後の退職年金等積立金額	17				
確定拠出年金資産管理運用契約分	4					この申告が修正申告である場合	(17)の12相当額	18				
個人型年金に係る分	5					この申告が修正申告である場合	課税退職年金等積立金額 (16)+(18)	19				
退職等年金給付に係る分	6					この申告が修正申告である場合	合併法人等の退職年金等積立金額	20				
勤労者財産形成給付契約分	7					この申告が修正申告である場合	(20)の12相当額	21				
勤労者財産形成基金給付契約分	8					この申告が修正申告である場合	被合併法人等から引き継いだ退職年金等積立金額	22				
厚生年金基金契約分	9					この申告が修正申告である場合	(22)の12相当額	23				
適格退職年金契約分	10					この申告が修正申告である場合	課税退職年金等積立金額 (21)+(23)	24				
課税退職年金等積立金額 (1) × 12	11					この申告が修正申告である場合	退職年金等積立金額	25				
法人税額 (((11), (19)又は(24))の1%相当額)	12					この申告が修正申告である場合	課税退職年金等積立金額	26				
中間申告分の法人税額	13					この申告が修正申告である場合	分割等により引継ぎをした場合の課税退職年金等積立金額	27				
差引この申告により納付すべき法人税額 (12) - (13)	14					この申告が修正申告である場合	合併等により引継ぎを受けた場合の課税退職年金等積立金額	28				
						この申告が修正申告である場合	法人税額	29				
						この申告が修正申告である場合	この申告により納付すべき法人税額 (14)-(29)	30				

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (12)	31	十億	百万	千	円	この申告が修正申告である場合	課税標準法人税額	35	十億	百万	千	円
地方法人税額 (31)×4.4%	32					この申告が修正申告である場合	確定地方法人税額	36				
中間申告分の地方法人税額	33					この申告が修正申告である場合	この申告により納付すべき地方法人税額 (34)-(36)	37				
差引確定地方法人税額 (32)-(33) (中間申告の場合はその税額)	34					この申告が修正申告である場合						

税理士
署名押印

(印)

別表十九の記載の仕方

- 1 この申告書は、法第84条《退職年金等積立金の額の計算》に規定する退職年金業務等（法附則第20条第1項《退職年金等積立金に対する法人税の特例》に規定する退職年金業務等に該当するものとみなされるものを含みます。）を行う内国法人又は法第145条の3《外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算》に規定する退職年金業務等を行う外国法人が法第88条《退職年金等積立金に係る中間申告》又は法第89条《退職年金等積立金に係る確定申告》の規定により法人税の中間申告又は確定申告（法第145条の5《外国法人に対する準用》において準用するこれらの申告を含みます。）をする場合及び地方法人税法第16条第9項《中間申告》又は同法第19条第6項《確定申告》の規定により地方法人税の中間申告又は確定申告をする場合に記載します。
- 2 「旧納税地及び旧法人名等」には、当期中に納税地若しくは法人名に変更があった場合又は合併法人が被合併法人の最後事業年度に係る申告をする場合に変更前の納税地又は法人名（被合併法人名）を、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地を記載するなど参考となる事項を記載します。
- 3 「事業年度分の法人税 申告書」及び「課税事業年度分の地方法人税 申告書」の空欄には、確定申告をする場合は「確定」と、中間申告をする場合は「中間」と記載し、修正申告である場合は「修正確定」又は「修正中間」と記載します。なお、期限後申告である場合には、期限後申告書である旨を併せて記載してください。